

大阪市立市岡東中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

<いじめの理解>

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わぬいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査6の結果によれば、暴力を伴わぬいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(いじめ防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日 文部科学大臣決定)

2 本校の基本方針のポイント

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと「大阪市立市岡東中学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめを絶対に許さない学校づくりに取り組む。

- (1) いじめを許さない学校作りを進めるために、人権教育・道徳教育をはじめとする様々な取り組みを充実させ、教職員研修を計画的に実施する。
- (2) いじめの未然防止・早期発見のため、子ども自らがお互いを認め合える「集団づくり」と「居場所づくり」を作り出す取り組みを充実させる。
- (3) すべての子どもたちが安心・安全に学校生活が送れるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍することのできる学校づくりをすすめる。
- (4) 保護者、地域との連携を積極的に進め、子どもたちを見守る大人のネットワークを構築する。

3 いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童・生徒にも起こりえる、どの児童・生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童・生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 子どもの様子を把握

子どもの様子を知るためにには、教職員の気づきが大切だと考える。子どもたちの些細な言動から状況を推し量ることのできる感性を高めることが重要である。そのためにも、教職員研修の計画的な実施をすすめる。

また、子どもたちの様子を知るためにも、いじめに関するアンケートの実施はもとより、日頃から子どもたちと場とともにし、相談活動ができる雰囲気を作り上げる。

(2) 自尊感情を感じ取ることのできる「居場所づくり」の取り組み

教職員の一言や一行動を子どもたちは注目している。子どもたちから信頼される良き範となるように努めなければならない。そのためには教職員が互いに学級経営や生活指導について相談することのできる職場の雰囲気を醸成する。そのうえで、授業をはじめとした学校生活の場面において、「こんなに認められた」と思えるような授業づくりと教職員のあたたかい声かけを行う。

子どもたちの自発的、自治的な活動を手助けすることで、子どもたち自身でいじめの防止や、解決を図ることのできる雰囲気を作る。具体的には、他学年との交流推進や、生徒会活動の活性化を推し進めていく。

(3) 人権を尊重し、豊かな心を育てる取り組み

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であって、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。そのためにも、子どもたちが人のいたみを感じ、思いやることができるよう、「いじめ(いのち)について考える日」の取組をはじめ、人権教育の基盤である生命尊重の精神をはぐくむ。

また、道徳の授業は子どもたちの心の成長に大きな力を發揮するものと考える。いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。

(4) 生きた教材を、生きた社会から学ぶ取り組み

子どもたちは、社会や自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づく。現在では、日常の生活からは得ることが少なくなってきた生活体験を生きた社会、教材から人権教育、道徳教育との関連性を持たせながら学習することで、体得していく。

また、授業の中でも、コミュニケーション活動を重視する取り組みを進めることで、他者のいたみや感情を受容するための想像力、感受性を身につけることができると考える。お互いが対等で豊かな関係を築くことができるようさまざまな体験、コミュニケーション活動を発達段階に応じ展開する。

(5) 保護者、地域への働きかけ

いじめの実態や指導の方針などの情報を提供し、いじめの持つさまざまな問題、いじめをなくすためには保護者との連携が必要であることの相互理解が必要である。そのためにも、保護者向けの研修会の開催や、学校安心ルールを明示したり、ホームページや学校だより、学年だよりなどを通して、積極的に広報活動を行う。

4 いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の時間に、子どもたちの様子に目を配るようにする。子どもたちのいるところには教職員がいるようにすると、いじめの発見に効果があることには間違いはない。

また、教職員がより早い段階から発見できるよう、いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。

(2) 集団を見る視点

子どもたちは、発達段階に応じて小集団を形成する。また、小学校中学年になると、発達に個人差も大きく

なる時期にもなるため、そのことがいじめの原因になることもある。そのために、教職員は、学級にはどのような小集団が形成されているのか十分に把握する必要がある。

また、小集団内で気になる行動が見られた場合には、小集団の関係を修復することが大切と考えている。

(3) 気軽に相談できる雰囲気

子どもたちはいじめの相談をすることは、大変勇気がいるものである。いじめている側から、「先生にチクったやろ」といわれて、さらにいじめが助長される可能性があることを、教職員は十分に理解しなければならない。

そのためには、日頃から子どもたちに声かけなどをすることで、気軽に相談できる環境を作る。それが教職員と子どもたちの信頼関係が構築できると考える。

また、相談を気軽に持ちかけることができるよう、スクールカウンセラーや保健室、職員室などの活用を周知していく。

(4) 保護者・地域との情報の共有

保護者や地域と連携し、児童・生徒の変化を相互に迅速に伝えられる信頼関係を構築する。家庭訪問や個人懇談会、連絡帳の記述などにより情報を把握し、いじめが疑われる情報については、教職員だけではなく、必要に応じて地域とも共有する。

(5) いじめアンケートの活用

気軽に相談できる雰囲気を作るといつても、子どもたちにとっては、なかなかいじめについて相談をすることは難しいことも考えられる。そのためにも、発見の手立てとして、定期的にアンケートを実施する。

5 いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童・生徒を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童・生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童・生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめの発見・通報をうけたとき

(2) いじめと思われる行為を発見した場合や、子どもから相談を受けた場合、当事者ならびに周囲の児童・生徒から個別に聞き取りを行い、迅速に情報を収集する。また、保護者から相談や訴えがあった場合は複数の教職員で話を聞き、教職員間での情報の共有を行う。

(3) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた子どもに対して

事実確認とともに、子どもに対して共感することで心の安定を図るようにしなければならない。そして、自分自身を否定するような気持ちを持っていることも考えられるので、自尊感情を高めるような配慮の必要がある。その上で、必ず解決できる・希望が持てるよう最後まで教職員が守り抜くことを伝える。

保護者に対しては、その日のうちに家庭訪問などで保護者と面談し、事実関係を伝え、保護者の気持ちにも共感的に受け止めながら、学校としての指導方針、今後の対応を伝えていく。特に子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも連絡、相談してもらうよう話に伝える。

② いじめた子どもに対して

いじめた気持ちや状況などについて、十分話を聞き、それにいたった子どもの背景にも目を向けながら指導を行う。そして子どもの中にいじめが決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちがわかるよう、粘り強く指導を続ける。

保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもやその保護者の気持ちを伝え、よりよ

い解決を図れるよう話していく。また、子どもが相手の気持ちを理解できるよう、そして、自分自身の意識が変容するよう今後の関わり方について一緒に考え、具体的な助言を行う。

(3) 周りの子どもたちに対して

いじめは当事者間の問題だけではなく、周りにいる学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは決して許さない」という気持ちを一人ひとりが持てるよう指導を行っていく必要がある。いじめを傍観している子どもや、はやし立てている子どもなどが存在する可能性もあるので、集団として、継続して指導を行う。

また、この機会を通して、再発防止、未然防止のための取り組みを道徳や学級活動の時間などを利用しながら、互いが認め合える集団作りを形成する。

6 教育委員会、警察、地域等の関係諸機関との連携

いじめは学校だけで解決しようとするのではなく、教育委員会とも連携して、問題解決に向け指導助言などの支援を受ける必要がある。

また、解決が困難な事案については、教育委員会と連携をし、警察や子ども相談センターなどの関係諸機関と対策を協議し、早期の解決を目指す。

7 その他(ネット上のいじめ)

携帯電話やスマートフォンなどインターネットの普及により、ネット上のいじめなどが各地で報告されているところである。未然防止には、学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、携帯電話やスマートフォンを管理する保護者と連携しながら、未然防止、早期発見に努める。

特に、書き込みによって、当事者以外からのいじめなどが発生する可能性も考えられるので、発見した場合には、文章や画像などの削除を早急に進めるためにも、関係諸機関とも連携する。

8 いじめ問題に取り組みための校内組織

「いじめ防止対策推進法第22条」に基づき、次の校内組織を置く。

(1) 校内組織

① 組織名

いじめ対策委員会

② 構成: 委員長は校長(※は兼任)

校長※、教頭※、各学年主任※、生活指導担当教諭(生徒指導主事)、養護教諭、SC、SSW(事案に応じ、必要な教職員も加わる)

③ 役割

いじめに関する情報や児童・生徒の生活指導上に関わる情報の収集や記録、共有を行う。さらに、いじめに関する事案が生じた場合には、緊急に会議を行い、事実確認、指導の方針の決定を行うとともに、解決に向けての取り組みを進めていく。また、関係諸機関や保護者との連携を深める。

④ 開催時期

月1回を基本とし、事案発生時には緊急に開催をする。

(2) 年間計画

① 調査

- 生徒対象いじめアンケート……年3回(7月・12月・2月)
- 学校評価アンケート……年2回(7月・12月)

(2) 研修会

- 児童・生徒理解のための研修会……年1回(4月)
- 生活指導に関する研修会……随時

(3) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校ホームページを積極的に活用し、相談窓口の周知や子どもがいきいきと自分らしく過ごす学校の取り組みなどの情報発信を行う。
- ② 学校協議会で取り組みについて議論し、指導・助言をいただくとともに、協力関係を強化する。
- ③ 相談体制を強化するため、スクールカウンセラーの活用、こども相談センター教育相談グループや区役所子育て支援室との連携をさらに推進する。

(4) 取組内容の検証

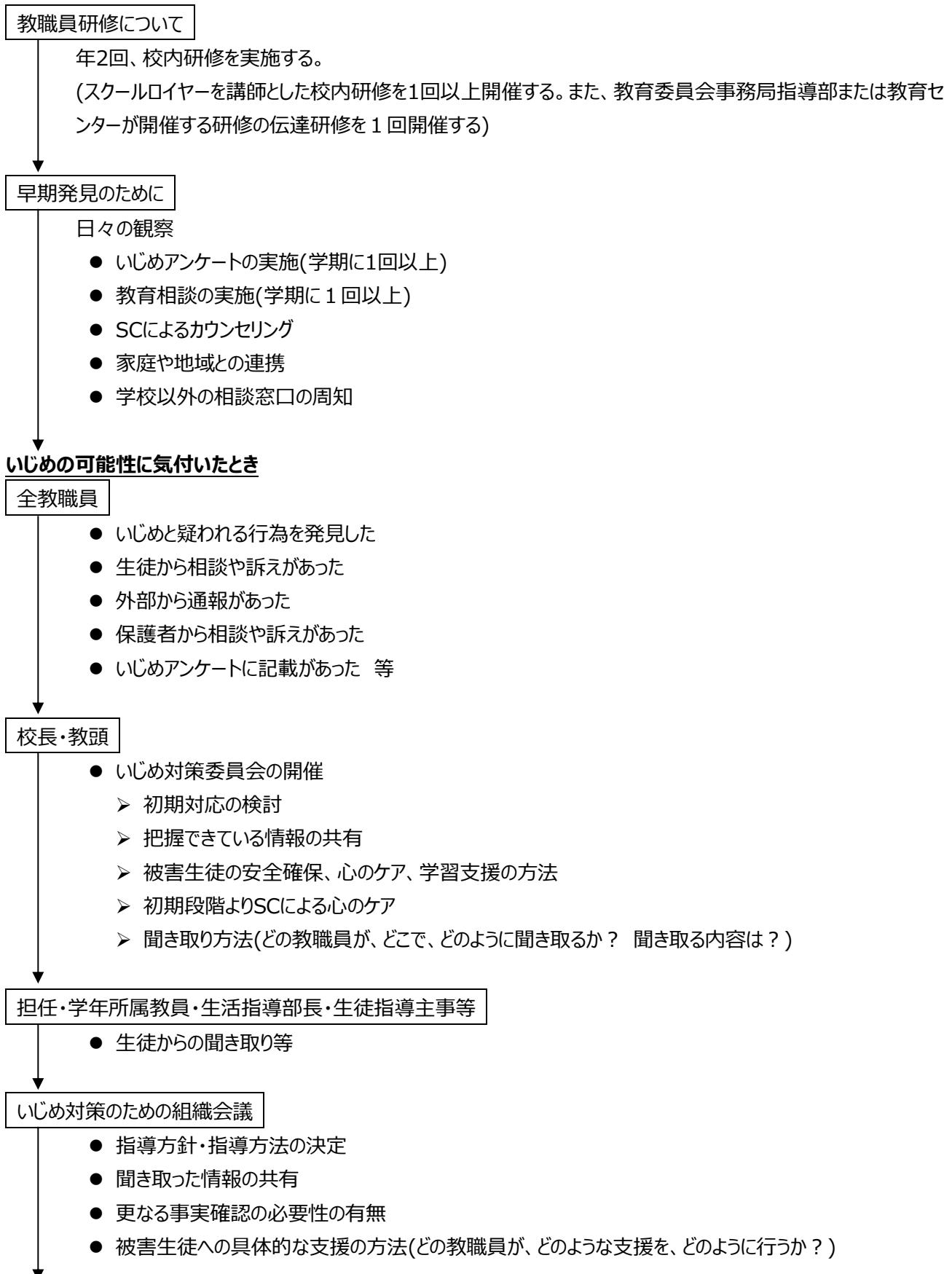
- ① 運営に関する計画の立案、進捗状況、最終評価のそれぞれにおいて、取り組み内容の検証と点検を行い、新たな取り組みに反映させる。
- ② 「いじめ防止対策委員会」の組織体制や機能、構成員について最終評価の際に検証を行う。

9 重大事案への対処

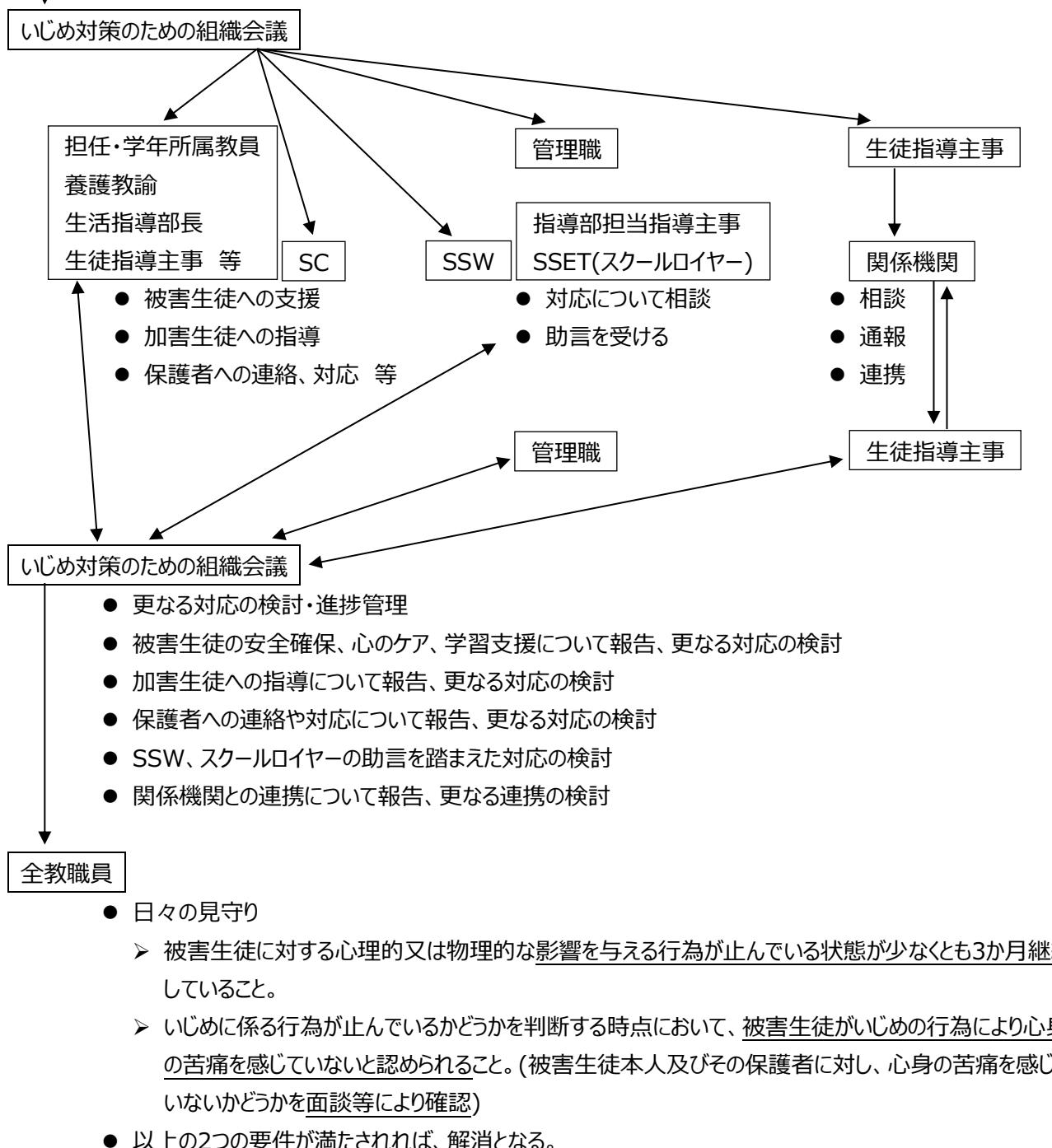
「いじめ防止対策推進法第28条」により、次の対処を行う。

- (1) 「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大な事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し対処する。
- (2) 教育委員会の指導の支援のもと、校内に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- (3) 被害の児童・生徒、保護者に対しては、当該調査にかかる重大事態の事実関係など、必要な情報を適切に提供する。

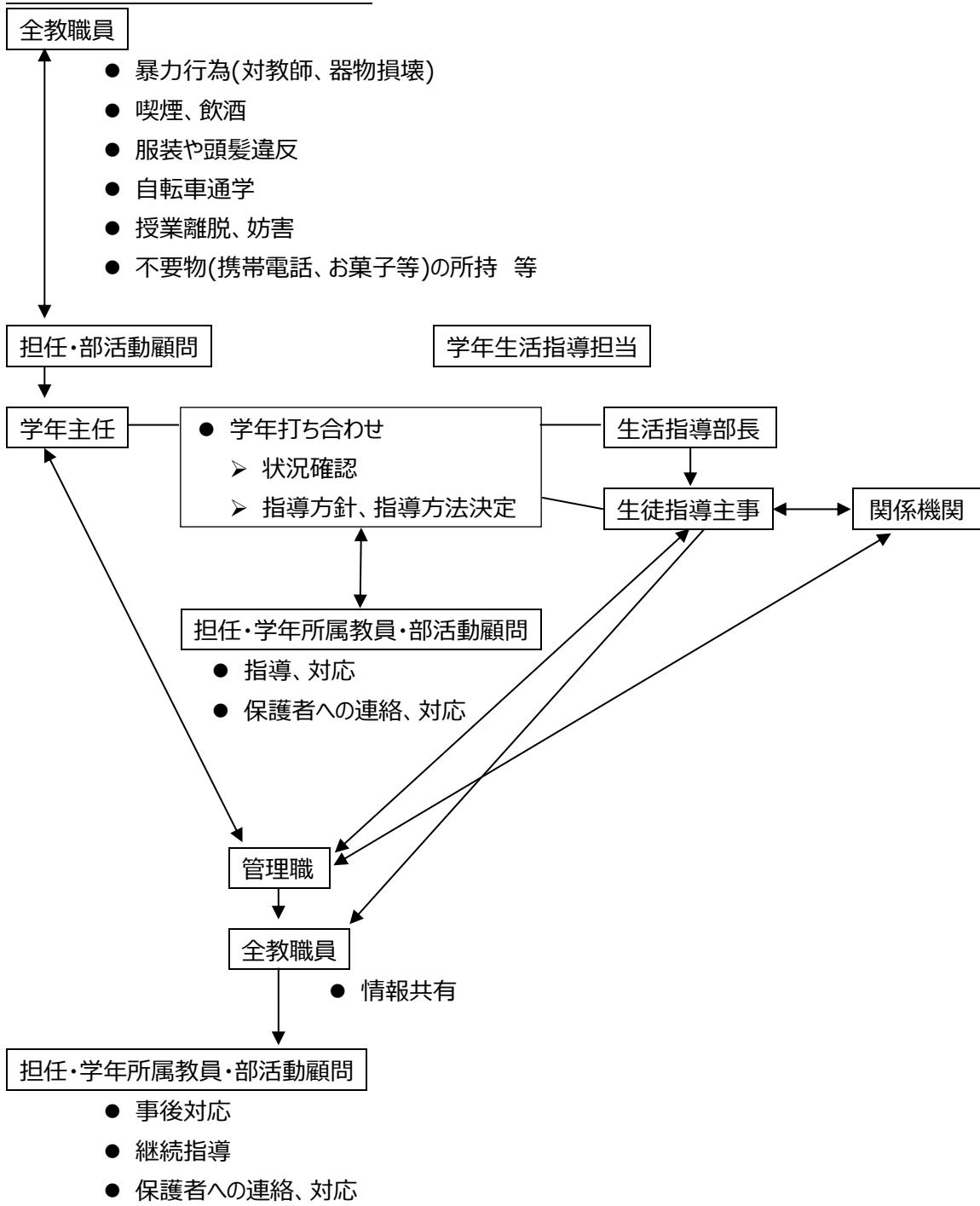
大阪市立市岡東中学校 いじめ対応フロー図



- 加害生徒への具体的な指導の方法(どの教職員が、どのような指導を、どのように行うか？)
- 保護者への連絡について(どの教職員が、どのような方法で行うか？ 説明する内容は？)
- 関係機関との連携について(連携の必要があるか？ 連携の必要がある場合、どの関係機関と、どのように連携するか？)
- その他の生徒への働きかけの方法(どの教職員が、どのように行うか？)



いじめ以外の問題行動発生時の対応



※ 問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。